

瀬戸内市学校外教育バウチャー給付事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和9年度瀬戸内市学校外教育バウチャー給付事業委託業務

2. 業務目的

家庭の経済状況や子どもの特性に関わらず、子どもたちの多様な学びや体験活動への参加が制限されることのないよう、家庭の経済的負担を軽減し、学校外教育の機会を保障する社会の実現を目指し、令和9年度より「瀬戸内市学校外教育バウチャー給付事業」の実施を予定している。本業務では、事業を開始するにあたり、専門的知見を有する事業者が制度及び業務設計や事業運営等を委託することにより、子どもが多様な学びの機会を享受できる仕組みを構築し、制度の確実かつ円滑な運用を確保することを目的とする。

3. 事業の対象者

瀬戸内市に住所を有する中学1年生～中学3年生（令和9年度は約900人を想定）

4. バウチャー利用先

学校外のスポーツ活動、文化芸術活動、自然体験・社会活動、学習活動などを行う事業者（地域のNPO、クラブ、習い事、学習塾等）

5. バウチャー提供額（上限）

利用者一人あたり36,000円分（年額）

6. 業務委託期間

業務委託契約締結の日から令和10年3月31日まで

7. 業務内容

（1）事業の全体管理及びセキュリティ管理

- ① 事業の円滑かつ効果的な実施のため、事業の全体管理を行うこと。
- ② 従事者の管理・監督・指導・調整を行うこと。
- ③ 業務の遂行にあたり、システムを利用する場合には、システムの構成及び製品名等を提出するとともに構成においてセキュリティが担保されていることを示すこと。

（2）制度及び業務設計

- ① 市民に分かりやすく、瀬戸内市ならではの事業となるよう、市と協議のうえで事業名称を策定すること。
- ② 子どもの多様な学びの機会を確保するため、専門的知見に基づき、事業者募集要項や事業者審査基準を含む事業の実施要項を作成すること。
- ③ 事業の基盤となるバウチャーシステムを構築し、バウチャーの配布から利用、精算に至るまでの業務フローを整備すること。

(3) バウチャー発行業務

原則としてスマートフォン等で利用可能な電子媒体のバウチャーを発行することとするが、インターネット環境がない利用者及び事業者も利用可能な体制を整えること。また、バウチャーの不正利用防止策を講じること。

(4) 利用者関連業務

- ① 市が提供するバウチャー利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）の情報を適切な方法で受け取り、管理すること。
- ② 市が決定した利用者等に対し、バウチャーを発行すること。
- ③ 利用者等に対し、広報物及び資料を作成し、バウチャーの利用方法等を周知すること。
- ④ バウチャー利用先となる参画事業者（以下「参画事業者」という。）の情報を取りまとめ、利用者等に対して情報提供を行うこと。
- ⑤ 利用者等からの問合せに対応すること。
- ⑥ その他、必要に応じて利用者等に関する業務を行うこと。

(5) 参画事業者関連業務

- ① 参画事業者の募集及び審査に係る広報物及び資料を作成すること。
- ② 学習や体験等のサービスを提供している事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に対し、本事業への参画登録の募集を行うこと。
- ③ 本事業への参画登録を希望する者（以下「登録申請事業者」という。）から登録申請を受け付け、審査を行うこと。
- ④ 審査が完了した登録申請事業者の情報を市に共有し、登録決定をする前に市の承認を得ること。
- ⑤ 登録決定した参画事業者に対し、参画事業者登録決定通知書を送付すること。
- ⑥ 参画事業者の名称、所在地、連絡先、活動内容等の情報を取りまとめ、公表すること。
- ⑦ 参画事業者に対して、バウチャーの取扱い方法、請求方法等について案内し、必要に応じて説明を行うこと。
- ⑧ 利用者がバウチャー利用を希望するサービス提供事業者が参画事業者でない場合、当該事業者に対して登録の働きかけを行うこと。

- ⑨ 参画事業者のシステムに柔軟に対応し、可能な限りバウチャー利用の連携を図ること。
- ⑩ サービス提供事業者及び参画事業者からの問合せに対応すること。
- ⑪ その他、必要に応じてサービス提供事業者及び参画事業者に関する業務を行うこと。

(6) 利用者等への個別相談・利用促進業務

利用者が自身に適した学びの機会を主体的に選択し、継続的に活用できるよう、必要な支援を行うこと。特に、バウチャーの利用に繋がりにくい利用者等に対しては、個別面談等の継続的な関わりを通じて、興味・関心や状況に応じた選択を支援し、本制度の効果的な活用を促進すること。

(7) バウチャーの精算業務

参画事業者から請求を受けたバウチャー利用に係る費用について、参画事業者に支払うこと。市と協議の上、支払いの時期、回数を決めること。

(8) 事業実施状況の報告

委託終了時までバウチャー利用状況、参画事業者の登録状況等をまとめた報告書を市に提出すること。市と協議の上、報告の時期、回数を決めること。

8. 実施場所

瀬戸内市及び瀬戸内市が指定又は承認する場所

9. 実施体制

受注者は、本事業の趣旨を十分に理解し、発注者と協議の上、本事業実施に必要な人員を確保すること。ただし、次の表に掲げる職員は必ず配置すること。

役職等	主な業務内容
業務管理者	・ 事業の全体管理 ・ 従事者の管理・監督・指導・調整 ・ セキュリティ管理
バウチャー事務局担当者	・ 制度及び業務設計 ・ バウチャー発行業務 ・ 利用者関連業務 ・ 参画事業者関連業務 ・ 利用者等への個別相談・利用促進業務 ・ バウチャーの精算業務 ・ 事業実施状況の報告

なお、業務管理者に変更が生じた場合は速やかに発注者に届出を行うこと。

10. 実施スケジュール

年月	内容
令和8年9月	制度及び業務設計開始
12月	制度及び業務設計完了
令和9年1月	市民への制度周知、事業者募集開始（随時受付）
3月	利用案内開始
4月	バウチャー発行（バウチャー利用開始）
令和10年3月	バウチャー利用期限

11. 業務委託予算額

業務委託に係る予算額は、47,305,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。ただし、各年度の支払限度額は次のとおりとする。

令和8年度 4,300,000円

令和9年度 43,005,000円（バウチャー交付額32,400,000円を含む）

※委託業務の実施に必要な実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

12. 委託料支払

委託料は概算払いにより支払いを行い、業務終了後に精算する。精算の際、委託料のうちのバウチャー利用に係る費用は、実際に利用者がバウチャー利用により支援を受けた金額とする。

13. 業務に関する留意事項

（１）協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを行うものとする。なお、契約締結後ただちに1回目の打ち合わせを行い、その他打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。

（２）守秘義務

- ① 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

(3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

(4) 権利関係

- ① 本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等）の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

(5) 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

14. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則・市情報セキュリティポリシー等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で年間計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
- (4) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (5) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (6) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。